

東京都暴力団排除条例の概要

「東京都暴力団排除条例」が制定され、平成23年10月1日に施行されます。
条例の概要は、次の通りです。

1 条例の目的

都及び都民による暴力団排除活動を推進し、もって都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした。

2 条例の基本理念

「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」の暴力団追放三不運動に「暴力団と交際しない」という新たな理念を付加し、基本理念とした。

3 条例の主な特徴点

(1) 暴力団排除活動に対する妨害行為の禁止

何らかの形で暴力団と取引をしている事業者等が、取引を断ったり、組織を離脱しようとする暴力団員を支援するなどの「地道な暴排活動」を妨害することを禁止して、暴排活動をし易くするものです。違反には行政命令手続きがとられ、命令違反には刑事罰適用。

(2) 暴力団等への利益供与の禁止

東京都は、暴力団最大の資金獲得の場となっていることから、事業者が暴力団関係者に対して、

① 暴力団の威力を利用するなどの対償として利益供与すること。

② 暴力団の活動を助長又は運営の助けになることを知って利益供与すること。

を禁止し、暴力団関係者に対しても、事業者がこのような禁止違反となることをかかって、利益供与を受けたり、他の者に利益供与をさせる行為を禁止した。違反には、事業者、暴力団関係者ともに勧告手続きがとられ、従わない場合に公表手続きがとられ、更に①の違反には行政命令手続きをとり、命令違反には刑事罰適用。

(3) 他人の名義利用の禁止

「暴力団であること」を隠ぺいするために

① 暴力団員が他人の名義を利用すること

② 一般人が自分の名義を暴力団に利用させることを併せて禁止するものである。

(4) 自主申告した場合の適用除外

事業者や一般人が、上記(2)(3)違反になる状況で勧告を受ける前に、自ら進んで過去の違反事実を警察に申告し、以後違反しない旨の誓約書を提出した場合には、勧告

を除外する仕組みを設けた。ただし、虚偽の申告や再度の違反があった場合には、公表の対象となる。

(5) 暴力団事務所開設・運営の禁止

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等、青少年の健全育成のための施設の敷地の周囲200m以内に暴力団事務所を開設することを禁止した。違反には、直ちに刑事罰が適用。

(6) 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止

暴力団員が、正当な理由もなく、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止した。違反には、命令・公表手続きがとられ、命令違反には、刑事罰が適用される。

(7) 祭礼などの行事からの暴力団排除措置

祭礼、興行等の主催者などは、行事の運営に暴力団関係者を関与させないように勤めることとされた。

4 東京都、事業者などの契約時の努力義務

(1) 「事業者の契約」からの暴力団排除措置

事業者には、契約の相手方等(代理、媒介者、その他関係者)が暴力団でないことを確認するように努めるとともに、契約を締結する場合には、契約書等に次の暴排条項等の特約を定めることとされた。

① 契約相手等が暴力団関係者と判明した場合、催告なしに契約を解除できる。

② 工事の下請人等が暴力団関係者と判明した場合、その下請契約の解除等を求めることができる。

③ 相手方が下請等の解除を拒否した場合、契約相手方とのその事業の契約を解除できる。

(2) 「不動産譲渡者の契約」からの暴力団排除措置

不動産を譲渡する人には、暴力団事務所に使用しないことを確認するように努めるとともに、契約を締結する場合には、契約書等に次の暴排条項等の特約を定めるように努めることとされた。

① 不動産を暴力団事務所に使用し、又は第三者に暴力団事務所として使用させないこと。

② 暴力団事務所に使用したことが判明した場合には、催告なしに契約を解除し、買戻しできること。

(3) 「都の契約」からの暴力団排除措置 都も、契約の相手方下請人等が暴力団関係者でないことを確認するなど、関連契約からの暴力団排除措置を講じるとともに、契約を締結する場合には上記(1)の①②と同様の特約を定め、③で「その下請契約等を拒否した場合、都の契約に関与させないことができること」と規定することとされた。

また、この特約に反した場合には、契約解除、契約に関与させないこと等に努めるとともに、その理由、期間等を公表し、国及び区市町村に通知することとされた。

5 公安委員会の報告・立入り要求と公表措置

公安委員会は、事業者、暴力団関係者に対して、

- ① 報告、資料の提出を求めること
- ② 警察職員に事業所、暴力団事務所等に立ち入り帳簿書類などを検査させ、関係者に質問させることができることとされた。

報告や資料提出の拒否、虚偽の報告・資料提出や立入検査の拒否・妨害・忌避に対しては、公表できることとされた。

6 都の責務と保護対策

都は、暴追都民センターと連携しながら、暴排活動に関する情報提供、助言、支援等を行うとともに、保護対象者の警戒活動等、安全確保のための措置をとることとされた。

7 都民及び事業者、教育関係者の役割

都民・事業者には、都や暴追センターへの資料提供、暴排活動への参画等、教育関係者には、暴力団の悪影響排除、被害防止等の指導・助言に努めることとされた。

8 罰則

次の区分で罰則が規程された。

- 「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」
 - ・ 暴力団事務所の開設・運営禁止違反
 - ・ 暴排活動妨害活動禁止に対する行政命令違反
 - ・ 悪質な利益供与禁止に対する行政命令違反
- 「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」
 - ・ 青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止に対する行政命令違反
(暴追都民センターの資料から 政木 暴排委員)